

乳児を家庭で育てる保護者を支援します！

伯耆町では、少子化対策と親子の愛着形成をはかるため、乳児を家庭で保育している保護者に対し、手当を支給して経済的支援を行っています。

対象者の要件

- ・ 町内に住所があり居住している方で、乳児を保育所や施設などに預けず、家庭で保育していること
- ・ 生活保護法による保護を受けていないこと
- ・ 居住の理由が里帰り出産等一時的なものでないこと 等



支給内容

対象者	受給できる期間	月額
育児休業給付金等受給者	9か月～1歳まで	育児休業給付金等の支給算定基準となった月額の6分の1に相当する額 (上限:72,500円、下限:33,000円)
	1歳超～1歳6か月まで	20,000円
上記以外の人	3か月～1歳まで	33,000円
	1歳超～1歳6か月まで	20,000円

※ 該当する乳児が2人以上の場合：2人目5,000円、3人目以降3,000円を加算します。

申請時期

支給対象となる月齢に到達する月の前月から該当月の月末（1日生まれの場合は前月末日）までに手続きを行ってください。**※個別の通知はありません。申請が遅れた場合、受給できない月が生じます。**

生まれた月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
育児休業給付金等受給者	9～10月	10～11月	11～12月	12～1月	1～2月	2～3月	3～4月	4～5月	5～6月	6～7月	7～8月	8～9月
上記以外の人	3～4月	4～5月	5～6月	6～7月	7～8月	8～9月	9～10月	10～11月	11～12月	12～1月	1～2月	2～3月

申請に必要なもの

- ① 通帳等(振込先口座番号がわかるもの)※対象者本人口座に限る
- ② 育児休業給付金支給決定通知書の写し※育児休業給付金を受けている方のみ

手当の支払方法

毎年度6月、8月、10月、12月、2月及び4月に、それぞれの前月までの分を支払います。

その他

受給中に住所変更したなど認定時の状況に変更があった場合は、届け出をしてください。

申請窓口

伯耆町役場 福祉課 (電話 0859-68-5534)